



平成31年度 税制改正大綱の主なポイント

区分	主な平成31年度 税制改正	適用時期	
資産税	個人事業者の事業承継税制の創設	既存の事業用小規模宅地の特例との選択適用で10年間の時限措置として相続時・生前贈与時のいずれにも適用可能な納税猶予制度を創設。事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産（自動車等）で課税価格の100%に対応する額を納税猶予。面積上限は事業用宅地で400平方メートル、事業用建物で800平方メートル。	31年1月1日以後に相続等または贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税に適用。
	事業用の小規模宅地の特例の見直し	相続開始3年以内に事業の用に供された宅地は事業用の小規模宅地の特例の対象から除外する。ただし、上記の宅地であっても、宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が宅地の相続時の価額の15%以上であれば特例の適用対象とする。	31年4月1日以後に相続等で取得する財産に係る相続税に適用。同日前から事業の用に供されている宅地等には適用しない。
	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について特例、一般制度ともに一定のやむを得ない事業により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合でも、その該当した日から6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする。	—
	教育資金の一括贈与非課税措置の見直し	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用できないこととする。教育資金の範囲も限定する。また、贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与は相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することとするが、贈与者の相続開始日に受贈者が①23歳未満の場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は相続財産への加算から除外するなどの見直しを行う。	所得制限は31年4月1日から、教育資金の範囲の見直しは31年7月1日以後に支払われる教育資金から、贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与の相続財産への加算は31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合（経過措置あり）からそれぞれ適用。
	結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用できないこととする。	31年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税から適用。
	民法における成人年齢引下げに伴う税制上の措置	民法における成人年齢の引下げを踏まえ、相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢を18歳未満に引き下げるとともに、相続時精算課税制度、直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例、相続時精算課税適用者の特例、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げる。	34年4月1日以後に相続、贈与等により取得する財産に係る相続税または贈与税に適用。
	配偶者居住権等の評価方法の法定	民法（相続関係）の改正で新たに創設された配偶者居住権や特別寄与料に対する課税など相続税等について所要の改正を行う。	—

区分	主な平成31年度 税制改正		適用時期
所得税	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設	個人が住宅の取得等（消費税率 10%に限る）をして、31年10月1日から32年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合、適用年の11年目から13年目までの各年の住宅借入金特別税額控除額について、認定長期優良住宅など一定の区分に応じて、それぞれ金額を定める住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例を創設する。	—
	住宅の改修等に係る「標準的な費用」の見直し	下記の住宅の改修等に係る措置について、それぞれに掲げる措置の区分に応じた次に定める標準的な費用の額を、工事の実績を踏まえて見直す。①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除・・・耐震改修工事に係る標準的な工事費用の額、②既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除・・・特定の改修工事に係る標準的な工事費用の額、③認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除・・・認定住宅の新築等に係る標準的な性能強化費用の額。	①は32年1月1日以後に行う耐震改修工事、②は特定の改修工事をした家屋を同日以後に居住の用に供する場合、③は認定住宅を同日以後に居住の用に供する場合について、それぞれ適用。
	空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例	老人ホーム等への入所で被相続人の居住の用に供されなくなった家屋およびその家屋の敷地の用に供されていた土地等は、次の一定の要件を満たす場合、相続の開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていたものとして同特例を適用するほか所要の整備を行った上、その適用期限を4年延長する。①被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所をしていたこと、②被相続人が老人ホーム等に入所をした時から相続の開始の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。	31年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋または被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用。
	仮想通貨に関する所得税の取得価額の計算方法の明確化	個人が保有する資金決済に関する法律に規定する仮想通貨について、個人が仮想通貨の売却をした場合、その取得価額を計算する際に行う期末評価額の計算方法は、移動平均法または総平均法とすることを、法令上明確化する。	—
	源泉徴収における源泉控除対象配偶者等の見直し	源泉徴収および確定申告における配偶者に係る控除の適用について、次の見直しを行う。①給与等または公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用について、夫婦のいずれか一方しか適用できない。②居住者の配偶者が、公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受け、かつ、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用を受ける場合等には、その居住者は、確定申告で配偶者特別控除の適用を受けることができないこと等の所要の措置を講ずる。	32年1月1日以後に支払われる給与等および公的年金等並びに32年分以後の所得税について適用。
	ふるさと納税制度の見直し	総務相が、次の基準に適合する都道府県等をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。 ①寄附金の募集を適正に実施する都道府県等、②返礼品は返礼割合が3割以下で地場産品とする。	31年6月1日以後に支出された寄附金について適用。

区分	主な平成31年度 税制改正		適用時期
法人税 地方税	イノベーション促進のための研究開発税制の見直し	オープンイノベーション型の対象に民間企業への一定の委託研究を追加するとともに控除上限を法人税額の10%に引上げ。総額型は研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を法人税額の40%に上げるとともに、控除率カーブを見直す。高水準型は総額型で研究開発費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置を創設し、統合。	—
	中小企業経営強化税制の見直し	特定経営力向上設備等の範囲の明確化および適正化を図る	31年4月1日以後に取得等をする対象設備について適用。
	商業・サービス業・農林水産業活性化税制の見直し	投資を含む経営改善により、売上高または営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることを認定経営革新等支援機関等の確認を受けることを適用要件に加える。	31年4月1日以後に取得等をする対象設備について適用。
	防災・減災設備の特別償却の創設	中小企業等経営強化法の改正を前提に青色申告書を提出する中小企業者のうち同法の事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けたものが、認定を受けた両計画に係る特定事業継続力強化設備等の取得等をして、その事業の用に供した場合、その取得価額の20%の特別償却ができることとする。	改正中小企業等経営強化法の施行日から33年3月31日までに対象設備を取得等し、その事業の用に供した場合に適用。
	法人事業税の税率の改正と特別法人事業税（仮称）の創設	消費税率10%段階で復元後の法人事業税（所得割・収入割）の約3割を分離し、新たに国税の特別法人事業税（仮称）を創設する。特別法人事業税の税収は全額を都道府県に人口を譲与基準として譲与。ただ、地方交付税の不交付団体には譲与を制限する仕組みを設ける。	それぞれ31年10月1日以後に開始する事業年度から適用。
	仮想通貨の評価方法などの整備	法人税における仮想通貨の期末における評価額を活発な市場が存在する仮想通貨は時価法、活発な市場が存在しない仮想通貨は原価法でそれぞれ評価。仮想通貨の1単位当たりの譲渡原価の算出方法は移動平均法または総平均法とし、仮想通貨の譲渡損益はその譲渡に係る契約をした日に計上するなどとする。	31年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税で適用。
その他	情報照会手続の整備	現在、実務上行われている税務当局の事業者等に対する任意の情報照会について、事業者等への協力要請規定を整備する。具体的には高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形で情報照会を行うことができることとする。	32年1月1日から適用。
	納税環境の整備	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正を前提に次の措置を行う <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が個人の口座にマイナンバーをひも付けることを始めた ⇒まだ任意。しかし進展させるための措置を行う ・税金の還付で振り込みを行う際、マイナンバーを付記 ⇒その銀行にあるその個人のすべての口座等にマイナンバーを割り振る ⇒年金、高額医療費等の振込の際にも行われる ⇒振込機関すべてがマイナンバーを割り振る 	32年4月1日から適用

飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方 についても、消費税の軽減税率制度実施後は 「区分経理」が必要となります



軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月～)
帳簿の 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 取引の対価の額 	<p>左記の記載事項に加え</p> <p>・軽減税率の対象品目である旨</p>

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

(これまで)

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (〇市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費 (〇商店、お茶代ほか)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費 (〇屋、仕出弁当代)	〇,〇〇〇
∴ ∴		
	XX年合計	〇〇〇,〇〇〇

消費税申告書 付表

課税仕入れに係る支払対価の額	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	△△,△△△

消費税申告書

控除対象仕入税額	△△,△△△
----------	--------

【軽減税率制度実施(2019年10月)後】

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (〇市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費※ (〇商店、お茶代)	□,□□□
	会議費 (〇商店、文具代)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費※ (〇屋、仕出弁当代)	□,□□□
∴ ∴		
	XX年合計	〇〇〇,〇〇〇

※軽減税率対象品目
8%対象 ■■■■,■■■■
10%対象 ●●●,●●●

消費税申告書 付表

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■■■■,■■■■	●●●,●●●	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	▲▲,▲▲▲	▲▲,▲▲▲	◇◇,◇◇◇

消費税申告書

控除対象仕入税額	◇◇,◇◇◇
----------	--------

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります!

- (注) 1 帳簿、付表及び申告書は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。
3 軽減税率8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)、標準税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。